

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書

5月24日現在、国会においては閣法第193回国会64号組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下、組織犯罪処罰法とする）等の一部を改正する法律案の審議が行われている。いわゆる「共謀罪」を創設する法案であるが、類似の法案は2003年から国会で審議されており、過去3度廃案になっている。今回の組織犯罪処罰法改正案は、衆議院法務委員会における強行採決を経て5月23日に衆議院本会議にて可決され、参議院に送られた。

この法案については法律実務に直面している日本弁護士連合会が強い反対の意見書を提出しており、刑法学者を含む法学者からも批判の声が強い。同法案が市民の内心の自由を脅かし行動を委縮させる危険性を持つ、すなわち市民の日常生活に憂慮せざるを得ない事態を招く恐れがあると考えられる。

一般に犯罪は法益（生命や財産など）を直接侵害する行為を核として規定される。また、直接実行する者を中心に犯罪者を想定する。なぜなら、直接手を下す者を社会から排除する必要性を認めると同時に、捜査機関の社会生活への関与は明白な事実にとどめおかれる必要があることを、社会の構成員が合意として認めているからである。疑いによる捜査が日常生活に悲劇をもたらす例は枚挙にいとまがない。

法案によれば、改正後の組織犯罪処罰法第6条の2には、おおむね「組織的な犯罪集団の団体の活動として、犯罪遂行を2人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかにより、その計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、刑に処する」と規定する。この法律が成立すると現在は犯罪とされていない単なる計画が犯罪とされる。また、単なる買い物でも犯罪の準備行為とみなされる可能性が生じる。

元来、捜査機関は対象者に関する情報を最大限投網的に収集する。その際には誤解や虚偽、告げ口も捜査の端緒となりうる。これが、今回の改正法案で犯罪として創造される日常生活行為に及ぼされる可能性がある。監視社会

に陥るとの評価は決して大げさなものではない。

よって、市民生活に大きな不安がもたらされることが懸念されることから、組織犯罪処罰法等の一部を改正する法律案に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月 日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

福岡県太宰府市議会議長 橋 本 健